

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十二月四日
第二千二百六十七号 火曜日

◇鳥取縣規則第八十一号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條中「三、訓令甲」を「三、訓令」に改め、第五号を削り、同條第六号中「農地委員会及び公安委員会」を「農地委員会、公安委員会及び人事委員会」に改め、第六号を第五号とし、以下順次繰り上げる。

第四條中「広報文書課長」を「総務課長」に改める。

第五條に第十一号として次の一号を加え、第十一号を第十二号とし、以下順次繰り下げる。

十一、県人事委員会事務局

第九條及び第十條中「広報文書課長」を「総務課長」に改める。

主 要 目 次

◇規則 鳥取県公報発行規則の一部改正

◇告示 小作料の減免条件の件認可

医療機関の指定

旭村の字の区域変更

栄村の大字、字の区域変更

建設業者の更新登録

県立米子図書館を解に指定

医薬品地方販売業者の登録

◇正誤 鳥取県公報発行規則中訂正

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十六年十二月四日（昭和四年四月十五日）

第二千二百六十七号（第三種郵便物認可）

第十二條及び第十三條中「広報文書課」を「総務課」に改める。
 第十四條中「広報文書課」を「総務課」に、「広報文書課長」を「総務課長」に改める。

告 示

◇鳥取縣告示第五百二十八号

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第九條ノ四の規定により左記の通り小作料の減免条件の件を認可した。

昭和二十六年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一、認可年月日 昭和二十六年十一月二十八日

二、申請をした市町村農業委員会の名称 西伯郡中浜村農業委員会

三、認可をした小作料の減免条件

当該土地の小作料の額が「農地調整法第九條ノ八」に規定する額を超える場合には、小作料は、その部分だけ

け減額される、また災害その他特別の事由がある場合において貸主および借主の協議がととのつたときまたは協議がととのわなくても農業委員会が借主の小作料の減額請求を相当と認めるときには減額する減すべき額について貸主および借主の協議がととのわなない場合は農業委員会が農業災害補償法の適用によつて借主が受けるべき利益の程度を考え、貸主の利益を公平に調整して定めた額による。

四、認可をした減免条件を適用する農地の所在

昭和二十六年十一月二十八日中浜村農業委員会の地域内に在る農地の賃借地全部

◇鳥取縣告示第五百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により昭和二十六年十一月二十八日医療機関を次の通り指定した。

昭和二十六年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

現 在 区 域		変 更 区 域	
大字名	字 名	大字名	字 名
第一種	米子保健所管内	第二種	佐々木医院 東伯郡矢送村大字関金宿一、五一五番地
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
永見医院	西伯郡余子村大字竹内三、一〇二番地	池本医院	東伯郡赤碕町一、五一五番地
本田医院	〃 五千石村大字諏訪二〇〇の一番地		
池淵医院	〃 境町入船町四〇番地		
みくりや小谷医院	〃 御來屋町八八七番地		
第一種	気高保健所管内		
名 称	所 在 地		
岸田医院	気高郡中郷村大字亀尻四六番地		
第一種	倉吉保健所管内		
名 称	所 在 地		
牧	前田 一三四ノ二 田	牧	古川尻 〇一四
〃	〃 一二六、 畑	〃	〃 〇一〇
〃	〃 三四九ノ二 原野	〃	〃 全部
〃	〃 根具田		
〃	〃 三六四ノ一 畑		

◇鳥取縣告示第五百三十号
 耕地整理施行のため東伯郡旭村の字の区域を次の通り変更する。
 昭和二十六年十二月四日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

